



11月15日きものの日に寄せて【東京高裁判決】前代表・高倉慶応による不正取引をめぐる裁判で勝訴

一きもの蝶屋（蝶屋株式会社）による違法な利益相反取引を司法が認定

一般社団法人イマジンワンワールド（東京都渋谷区、代表理事：手嶋信道、代理人弁護士：篠田貴和）は、前代表理事の高倉慶応（たかくら・よしまさ、高は旧字体、以下「高倉」と表記します）が経営する蝶屋株式会社（福岡県久留米市の呉服店「きもの蝶屋」）に対し、不正な取引により当法人の資金を不当に流出させたとして立替金の返還を求めていた訴訟で、令和7年6月26日、東京高等裁判所において逆転勝訴しました。すなわち、東京高裁は地裁判決を取り消し、蝶屋に対し当法人へ332万2,966円および延滞金の支払いを命じました。

なお、本件は、判決内容の精査および内部手続の整理を経て、この時期の公表となりました。着物文化に思いを寄せ、その日を祝う11月15日きものの日を迎え、意義あるご報告として、本件をお伝え申し上げます。



一般社団法人イマジンワンワールド KIMONO PROJECT ~世界はきっと、ひとつになれる。~

【東京高裁の判断】

東京高裁は、高倉が当法人の代表理事としての立場を利用した違法な利益相反取引と判断して、蝶屋に對し332万2,966円および延滞金の支払いを命じる逆転勝訴判決を出しました。

もっとも、同判決は当法人が蝶屋による不正と主張したものうち認定された部分が限局的であったことから、当法人は最高裁判所へ上告受理申立てを行いました。

【本件の意義と今後の取り組み】

本件は、当法人が過去の不正をただし、信頼回復を目指すために司法の判断を求めたものです。法令に則り誠実かつ粘り強く対応を続けてきた当法人の歩みが、司法によって評価され認められました。

当法人は透明性と説明責任を重視し、一つひとつの活動を誠実に重ね、社会から信頼される健全な法人運営に努めてまいります。



一般社団法人イマジンワンワールド KIMONO PROJECT ~世界はきっと、ひとつになれる。~

【イマジンワンワールド「KIMONO PROJECT」概要】

世界のKIMONOを通して、～世界はきっと、ひとつになれる～という平和のメッセージを発信する「KIMONO PROJECT」を展開しています。

- 1. 制作内容**：世界全ての国・地域と難民選手団をモチーフにした213着のKIMONO（振袖・帯）を制作。
- 2. デザイン**：各国の大使館にヒアリングし、その国が大切に思う自然・文化・歴史をデザイン。
- 3. 制作**：日本各地の名だたる着物作家や職人に制作を依頼。
- 4. 制作資金**：1カ国につき200万円、総額4億円以上の制作資金は全額寄付で集め、その全額を制作者に支払う。メンバー全員がボランティアで活動。
- 5. 相互理解**：各国を描いたKIMONOを通じて互いの文化を知ることは、平和の原点。世界の人々の心をつなぐ架け橋の役割を担う。

東京オリンピック、パリオリンピック関連イベントや、ラグビーワールドカップ、各国首脳を迎えたサミットG7、G20、TICAD7、国連75周年記念式典などで華を添え、平和を願うメッセージを届けています。

一般社団法人イマジンワンワールド

公式サイト：<https://iow.or.jp>

世界各国の着物一覧：<https://kimono.piow.jp/kimonolist.html>

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000010.000029962.html>

一般社団法人イマジンワンワールドのプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/29962

【本件に関する報道関係者様からのお問合せ先】

一般社団法人イマジンワンワールド

info@iow.or.jp